

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 4 月 17 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530043

研究課題名(和文) 地域貿易協定を通じた規制の国際的調和の推進の可能性と課題

研究課題名(英文) Possibilities and challenges of regulatory harmonization through regional trade agreements

研究代表者

中川 淳司(Nakagawa, Junji)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：20183080

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は主要国が地域貿易協定を通じて規制の国際的調和をどのような規制分野でどの程度推進しようとしているかを実証分析し、そうした動きと多国間のフォーラムを通じた規制の国際的調和との間にどのような動的な関係が形成されているかを明らかにすることを目指した。研究を通じて、特に広域FTAと呼ばれる最近の自由貿易協定の交渉において、競争政策の分野で国有企業の財政上・規制上の優遇に対する統制という主題が新たに提起されていることを明らかにした。このテーマについては多国間のフォーラムが存在せず、広域FTAの動きがOECDなどの多国間フォーラムによるこのテーマの検討を促す可能性がある。

研究成果の概要(英文)：This research aimed at analyzing efforts to harmonize regulation through regional trade agreements, and at elucidating the relationship between such efforts and regulatory harmonization through multilateral fora. One of the achievements of the research is the new attempt at controlling financial and regulatory preference to state-owned enterprises (SOEs) through mega-FTAs, notably the Trans-Pacific Partnership (TPP). Though there is no multilateral forum on this theme, this new attempt through the TPP may trigger elaboration of harmonized rules on the issue by multilateral forums, in particular by the OECD.

研究分野：国際経済法

キーワード：地域貿易協定 規制の国際的調和 環太平洋パートナーシップ(TPP) 国有企業規制

1. 研究開始当初の背景

(1)地域貿易協定(RTA: 経済連携協定(EPA)及び自由貿易協定(FTA)を含む)に関する従来の国際経済法学の研究は、主として地域貿易協定と多角的貿易機構(GATT・WTO)との法的関係と、多角的貿易機構を通じた法的関係の調整について行われてきた。そこでは、地域貿易協定と多角的貿易機構を、貿易自由化という共通の目的を達成するための手段として並列的にとらえた上で、両者の関係を明確化することで、グローバルな貿易自由化体制の全体像を把握することが目指されている。このような視点では、しかしながら、地域貿易協定が、貿易自由化だけでなく、さまざまな分野の規制の国際的調和を志向しているという側面が見落とされている。

(2)規制の国際的調和は多国間のフォーラムを通じて行われる場合と、地域貿易協定など二国間のフォーラムを通じて行われる場合がある。このうち、世界関税機関(貿易円滑化)、世界知的所有権機関(知的財産権)、国際標準化機関(基準認証)など、多国間のフォーラムを通じた規制の国際的調和については、研究代表者の2008年の単著を初めとする先行研究が存在するが、最近盛んになってきた地域貿易協定を通じた規制の国際的調和については、これまでほとんど研究が行われてこなかった。

2. 研究の目的

(1)本研究は、最近盛んになってきた地域貿易協定を通じた規制の国際的調和の推進という政策について、実証分析を踏まえてその有効性、可能性と政策的な課題を明らかにすることを目的とする。

(2)具体的には、(1)日本及び欧米などの主要国の地域貿易協定を通じた規制の国際的調和の実証分析、(2)多国間のフォーラムを通じた規制の国際的調和作業との動態的な関係の解明、を行ったうえで、(3)地域貿易協定を通じた規制の国際的調和推進策の有効性、可能性とその限界を明らかにし、(4)日本が規制の国際的調和を推進するためにとるべき総合的な対外経済政策(地域貿易協定政策と多国間フォーラムへの働きかけの双方)への示唆を得ることを目指す。

3. 研究の方法

(1)上記の研究目的を達成するため、まず、日本、米国、EUなどの主要国の地域貿易協定を素材として、これらがどのような規制分野で国際的調和を図ろうとしているかを実証的に分析した。具体的には、貿易円滑化、知的財産権、競争法・競争政策、労働基準の4つの規制分野に着目し、これらに関する地域貿易協定の規定内容と、それが国際的調和に果たす役割を明らかにしようとした。

(2)次に、地域貿易協定を通じた規制の国際的調和が多国間のフォーラムを通じた規制の国際的調和とどのような関係を持っているかを分析した。以上2つの実証分析は、主として公開されている資料やデータによりながら進めたが、可能な限り政策担当者にヒヤリングなどを行って、公開資料・データから得られる情報を補完した。研究期間中に、環太平洋パートナーシップ(TPP)、間大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)、日欧経済連携協定など、多数の国が参加する広域FTAの交渉が開始され、そこでは規制の国際的調和に関してもさまざまな先端的な規定が盛り込まれる見通しであることが明らかになった。

(3)そこで、これらの広域FTAにおける規制の国際的調和の見通しについても、可能な限り実証的な分析を進めた。

4. 研究成果

(1)本研究の成果は、大別すると2つにまとめられる。第1に、日本が参加する広域FTAである環太平洋パートナーシップ(TPP)について、その背景と意義、予想される合意の内容とそれが日本の規制・制度や他の締約国の規制・制度に及ぼす影響を詳細に分析し、さらにはTPPを初めとする広域FTAが貿易・投資に関するグローバルな規制・制度のあり方に与えるインパクトを明らかにしたことである。第2に、TPPが導入しようとしている規制の国際的調和に関する新たなルールとその意義を明らかにしたことである。

(2)TPP交渉では厳格な情報統制が行われており、交渉参加国の交渉提案などは公表されていない。しかし、交渉参加国が過去に締結したFTAの内容、交渉参加国政府のウェブサイトに掲載された情報、ワシントンベースの貿易情報誌に掲載された情報、メディアにリークされた交渉文書などを総合することで、TPPの内容をかなり詳細に予測することは可能である。本研究は、このような方法を通じてTPPの予想される内容を明らかにした。

(3)分析の結果明らかになったのは、グローバルにバリューチェーンを展開する企業が効率的な事業展開を行うことを可能とする透明で開かれた規制・制度環境を確保するという観点から、TPPが規制の国際的調和に関していくつかの革新的な規定を設けていることである。その一つは貿易円滑化、原産地規則など製品の通関手続の円滑化に関わる規制である。もう一つは、工業製品の基準・認証制度や食品安全に関わる基準などに関して、WTOの関連協定を上回る高次の透明性を保証する規定を設けたことである。さらに、TPPは競争政策に関連して、国有企業に対する財政上及び規制上の優遇を統制する新たな規制を導入した。この最後の規制について

は、例外的に優遇が許容される国有企業のリストを国別の附属書に上げるネガティブ・リスト方式が採用される見込みである。

(4) TPP はバリューチェーンのグローバル化を進める企業にとって良好な事業環境を確保するために、以上のような規定を設けており、その内容が交渉中の他の広域 FTA でも参照されることを通じて、21 世紀の貿易・投資に関する事実上の世界標準を提供する可能性がある。しかし、これはあくまでも可能性であって、現実には広域 FTA のルールが断片化する可能性なしとしない。また、広域 FTA から排除される途上国、特に後発途上国にとっては、バリューチェーンのグローバル化からも排除され、経済発展が望めなくなる恐れがある。以上に鑑みると、TPP に盛り込まれる新しい規制を WTO に取り込んで、真の意味でグローバルな規制に高めてゆくことが必要である。以上の研究結果を多くの研究論文や学会発表を通じて公表した。

(5) 最後に、TPP が導入しようとしている規制の国際的調和に関する新たなルールとして、国有企業に対する財政上及び規制上の優遇の統制に関わるルールに注目した。これは市場における国有企業と内外の私企業との競争関係の歪曲を是正することを目指すルールであり、これまで地域貿易協定がほとんど扱ってこなかった競争法・競争政策の実体規律に関して国際的調和を志向するものである。このルールが TPP を超えて他の広域 FTA でも採用されることになるのか、さらには WTO などの多国間のフォーラムでも採用されることになるのかについては、現在では予測の域を出ない。しかし、国有企業に関する規制は、市場に対する国家の介入がどこまで正当化されるかという経済法、ひいては国際経済法の基本的な組織原理に関わる重要なテーマであり、今後の動向にも引き続いて注意してゆく必要がある。このような観点から、国有企業に関する規制の国際的調和については、英文で学会発表 2 件を行った他（2012 年）試論的な論考を英文で公表した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 20 件）

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 8 回 TPP の内容(5)分野横断的事項」『貿易と関税』60 巻 4 号(2012 年)30-38 頁。

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 9 回 TPP の内容(6)分野横断的事項」『貿易と関税』60 巻 5 号(2012 年)24-32 頁。

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 10 回 TPP の日本への影響(1)市場ア

クセス」『貿易と関税』60 巻 6 号(2012 年)18-26 頁。

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 11 回 TPP の日本への影響(2)協定運用メカニズム」『貿易と関税』60 巻 7 号(2012 年)4-12 頁。

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 12 回 TPP の日本への影響(3)国内規制・制度への影響」『貿易と関税』60 巻 8 号(2012 年)4-17 頁。

中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 13 回 TPP の日本への影響(4)国内規制・制度への影響」『貿易と関税』60 巻 10 号(2012 年)19-37 頁。

中川淳司「日本の規制改革と TPP」『法律時報』84 巻 10 号(2012 年)12-18 頁。

Junji Nakagawa, "Global Supply Chains and FTAs in East Asia and the Pacific", *Asian Journal of WTO and Health Law*, Volume 8, No.2, 2013, pp.440-458.

中川淳司「TPP の内容と日本への影響」『法学教室』2013 年 7 月号、2013 年、42-50 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 1 TPP の背景と意義」『貿易と関税』62 巻 1 号(2014 年)18-32 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 2 TPP 交渉の経緯と今後の見通し」『貿易と関税』62 巻 2 号(2014 年)4-22 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 3 TPP で何が決まるか(1)市場アクセス」『貿易と関税』62 巻 3 号(2014 年)4-22 頁。

中川淳司「TPP が問う 21 世紀型新秩序」『東洋経済』2013 年 5 月 25 日号(2013 年)90-91 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 4 TPP で何が決まるか(2)サプライチェーンのグローバル化を支えるルール」『貿易と関税』62 巻 4 号(2014 年)13-33 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 5 TPP で何が決まるか(3)深い統合と締約国の正当な規制権限の調整」『貿易と関税』62 巻 5 号(2014 年)4-30 頁。

中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 6 TPP と日本の通商政策」『貿易と関税』62 巻 6 号(2014 年)4-23 頁。

中川淳司「TPP と 21 世紀の国際貿易 / 投資規律」『国際法外交雑誌』113 巻 3 号(2014 年)56 - 73 頁。

Junji Nakagawa, "TPP and Global Governance", *World Financial Review*, July/August 2014, pp.34-36.

中川淳司「TPP の背景と意義」『日本国際経済法学会年報』23 号(2014 年)4 - 25 頁。

中川淳司「TPP 日米首脳の決断 下 通商秩序の刷新へ合意を」『日本経済新聞』2014 年 4 月 23 日朝刊 29 頁「経済教室」。

〔学会発表〕(計 11 件)

Junji Nakagawa, “Industrial Policy of China and the WTO Law”, Asian Society of International Law, Japan Chapter, 3rd Conference, 2012 年 6 月 30 日(早稲田大学(東京都))(招待講演)

Junji Nakagawa, “Emerging Rules on State Owned Enterprises and its Implications on China”, Society of International Economic Law, 3rd Biennial Global Conference, 2012 年 7 月 14 日(シンガポール(シンガポール))

Junji Nakagawa, “Emerging Rules on State Owned Enterprises and China”, University of New South Wales School of Law, Conference on China and International Economic Law, 2012 年 8 月 3 日(シドニー(オーストラリア))

Junji Nakagawa, “Global Supply Chains and FTAs in East Asia and the Pacific”, Asian WTO Research Network Taipei Conference, 2013 年 6 月 15 日(台北(中華民国))(招待講演)

Junji Nakagawa, “WTO at a Crossroad”, Asian International Economic Law Network, 3rd Conference, 2013 年 7 月 18 日(ソウル(韓国))

中川淳司「TPP と 21 世紀の貿易・投資ルール」国際法学会 2013 年度研究大会、2013 年 10 月 13 日(静岡国際会議場グランシップ(静岡県))(招待講演)

中川淳司「TPP の背景と意義」日本国際経済法学会 2013 年度研究大会、2013 年 10 月 27 日(立教大学(東京都))(招待講演)

Junji Nakagawa, “Challenges and Opportunities of the TPP”, Taiwan Institute of Economic Research, Seminar on TPP: Turning Challenges into Opportunities, 2013 年 11 月 4 日(台北(中華民国))(招待講演)

Junji Nakagawa, “TPP, RCEP and Global Trade Governance”, 8th Berlin Conference on Asian Security, 2014 年 6 月 23 日(ベルリン(ドイツ))(招待講演)

Junji Nakagawa, “TPP and Global Governance” (poster presentation), Society of International Economic Law 4th Biennial Global Conference, 2014 年 7 月 11 日(ベルン(スイス))

Junji Nakagawa, “WTO, Mega-FTAs and Global Governance”, Korean Society of International Economic Law International Symposium on “Trade and Global Governance”, 2014 年 11 月 6 日(ソウル(韓国))(招待講演)

〔図書〕(計 3 件)

中川淳司『WTO 貿易自由化を超えて』岩

波書店、2013 年、227 頁。

Junji Nakagawa ed., Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement, Routledge, 2013, 221pp.

中川淳司・小寺彰編『基本経済条約集 第 2 版』有斐閣、2014 年、213 頁。

〔その他〕

ホームページ

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/mystaff/nakagawa.html>(日本語)

http://www.iss.u-tokyo.ac.jp/division/nakagawa_e.html(英文)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川 淳司 (Nakagawa, Junji)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：20183080